仙台市幼稚園型，保育所型及び地方裁量型認定こども園認定要件要綱

（平成２７年３月３０日子供未来局長決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は，仙台市幼稚園型，保育所型及び地方裁量型の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成２６年仙台市条例第４３号。以下「条例」という。）第２条第１項各号に規定する認定こども園の認定にかかる要件等について，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下「法」という。），就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成２６年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第２号。以下「法施行規則」という。），条例及び仙台市幼稚園型，保育所型及び地方裁量型の認定こども園の認定の要件を定める条例等の施行に関する規則（平成２６年仙台市規則第１００号。以下「規則」という。）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

２　市長は，良好な教育及び保育環境の確保を図るため，市内における教育及び保育の需要，人口数，就学前児童数及び幼稚園・保育所・認定こども園の配置状況を考慮し，認定こども園の認定を行なわなければならない。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は，法及び条例に定めるもののほか，次の各号に定めるところによる。

（１）　要件等　認定こども園の認定に関する設置者及び定員の要件並びに認定こども園の施設及び職員の基準をいう。

（２）　設置者　認定こども園を設置する法人をいう。

（３）　保育サービス　認定こども園において，保育を必要とするその乳児又は幼児を保育することをいう。

（４）　利用者　認定こども園の園児の保護者をいう。

（５）　会計年度　毎年４月１日から翌年３月３１日までの期間をいう。

（６）　２号認定の園児　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２０条第１項の認定を受けた，同法第１９条第１項第２号の園児をいう。

（７）　３号認定の園児　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２０条第１項の認定を受けた，同法第１９条第１項第３号の園児をいう。

（認定の審査）

第３条　市長は，第１条第２項の趣旨に基づき，法，法施行規則，条例，規則及び次条から第９条まで並びに第１２条に規定する事項について審査し，その経営が適切に行われると認められる場合は，認定こども園の認定を行なうものとする。

（設置者）

第４条　認定こども園の設置者は，次の各号の要件を満たすものとする。

（１）法第３条第５項第４号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

（２）直近の会計年度において，認定こども園を経営する事業以外の事業を含む全体の財務内容について，３年以上連続して損失を計上していないとともに，認定こども園を経営することについて支障をきたすおそれがあると認められないこと。

（３）原則として，認定こども園の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか，若しくは国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けていること。

（４）認定こども園の年間事業費の１２分の１以上に相当する資産を，普通預金，当座預金等により有していること。

（定員）

第５条　認定こども園に入園できる，２号・３号認定の年齢ごとの園児数は，当該年齢よりも低い年齢の園児数と同数又はそれ以上でなければならない。

（施設の設備等）

第６条　認定こども園として設置する施設の構造及び設備等は，条例及び規則に定める基準に達したものでなければならない。また，条例及び規則に定めるもののほか，市長が定める認定こども園の構造及び設備等に必要な基準に達したものでなければならない。

２　設置者は，建築基準法（昭和２５年法律第２０１号），消防法（昭和２３年法律第１８６号），仙台市ひとにやさしいまちづくり条例（平成８年仙台市条例第３０号）及び仙台市杜の都の環境をつくる条例（平成１８年仙台市条例第４７号）等，認定こども園の整備，維持及び安全管理等に係る関係諸法令を遵守するとともに，これらについて国，宮城県又は本市が定める通知，指針等を十分に尊重しなければならない。

３　設置者は，食中毒，室内空気中化学物質等，施設の衛生管理に支障を与えず，また，利用する園児，職員等の健康を害する要因となるものを排除するとともに，園児，職員等の健康を増進する構造及び設備等としなければならない。

４　設置者は，保護者が利用する駐車場として，認定こども園における２号・３号認定の子どもの認可定員の原則として１割以上の台数を駐車できる面積を認定こども園の敷地内に確保するものとする。ただし，本市が駐車場法（昭和３２年法律第１０６号）第３条第１項により定める駐車場整備地区内に設置される認定こども園にあっては，この限りではない。

５　設置者は，子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第５９条に定める地域子ども・子育て支援事業の実施等，保育サービスをはじめとする多様な子育て支援サービスを提供するために，その用途に応じた必要な面積を施設内に確保するものとする。

６　設置者は，乳児室に手洗い場の付いた便所を設置するものとする。また，乳児室には調乳室及び沐浴室を設置するよう努めるものとする。

７　設置者は，概ね児童１０人につき１個の割合で，手洗い場のついた便所を設置するものとする。また，職員用便所を設置するものとする。

８　設置者は，乳児室，ほふく室及び保育室それぞれに，便所内のものとは別に，手洗い場を設置するものとする。ただし，定員６０人未満の認定こども園においては，乳児室を除

き廊下等の共用スペースへの設置を可とする。

９　設置者は，調理室に検収スペース及び食材保管スペースを設けるとともに，職員専用便所，ロッカー及び洗濯機を設置するものとする。

１０　設置者は，認定こども園として使用する建物について，昭和５６年５月３１日以前に建築確認済証が交付された建物の場合，耐震診断を実施し問題がないか，又は耐震改修済みである建物とする。

１１　設置者は，良好な教育・保育環境を確保するため，風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項各号に定める風俗営業を行う営業所の近隣に認定こども園を設置しないよう努めるものとする。

（職員）

第７条　認定こども園に配置する教育・保育に直接従事する職員については，条例及び規則に定める基準を遵守するほか，次の各号に定める基準に達したものでなければならない。

（１）　常勤の保育を担当する職員で，学級，組又はグループを専ら担当しない職員（園長を除く）を１名以上配置すること。

（２）　栄養士又は管理栄養士を１名以上配置すること。

（教育・保育時間）

第８条　認定こども園における２号認定の園児に対する教育・保育時間，及び３号認定の園児に対する保育時間は，１１時間を満たさなければならない。

（休日）

第９条　認定こども園を休所し，休館し，又は休園する日は，次の各号のとおりとする。ただし，市長が必要と認めるときは，休所日等に開所し，開館し，又は開園することができる。

（１）　日曜日

（２）　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

（３）　１２月２９日から翌年の１月３日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（４）　その他市長が特に必要と認める日

（認定の事前協議）

第１０条　幼稚園又は保育所等の設置者は，認定こども園の認定を申請しようとするときは，認定こども園施設整備事前協議書（様式第１－１号）により，あらかじめ市長に協議するものとする。

２　市長は，前項に基づく提出があった場合は，必要な調査を行い，法等に規定する認可基準に適合するかどうかを確認するとともに，その結果を認定こども園設置事前協議結果通知書（様式第１-２号）により，協議者に通知するものとする。

（認定の申請，届出，報告）

第１１条　規則第５条に規定する認定こども園認定申請書の様式は，別記様式第２-１号のとおりとする。

２　市長は，前項の規定に基づき申請された認定こども園の認定に関して，その内容の審査を行い，認定する場合には別紙様式第２－２号により，認定しない場合には別紙様式第２－３号により，認定申請者に通知するものとする。

３　規則第６条に規定する認定こども園認定申請事項等変更届出書の様式は，別記様式第３号のとおりとする。

４　規則第８条第１項に規定する認定こども園運営状況報告書の様式は，別記様式第４号のとおりとする。

５　規則第９条第２項に規定する認定こども園廃止（休止）届出書の様式は，別記様式第５号のとおりとする。

６　設置者は，第１項から前項までの様式を用いて申請又は届出を行う場合，市長が必要と認める書類を添付し行うものとする。

７　設置者は，市長が条例，規則及びこの要綱に定める認定の要件を維持するために，必要な報告を求めた場合には，これに応じなければならない。

８　設置者は，会計年度終了後３か月以内に，次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（１）　設置者等の前会計年度末における貸借対照表

（２）　設置者等の前会計年度の収支計算書又は損益計算書

（付加的サービスの提供）

第１２条　設置者は，通常の保育サービス以外のサービス（以下「付加的サービス」という。）を提供する場合は，幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成２９年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第１号），幼稚園教育要領（平成２９年文部科学省告示第６２号）及び保育所保育指針（平成２９年厚生労働省告示第１１７号）を踏まえ，良質かつ適切な付加的サービスを提供するとともに，利用者が適切かつ円滑に利用ができるよう，利用者に対し，選択の機会の確保や利用者が支払うべき額等の情報提供を行わなければならない。

（土曜日等の共同保育）

第１３条　設置者は，第９条の規定に関わらず，利用者が少ない土曜日及びお盆期間（８月１３日から８月１６日まで）（以下「土曜日等」という。）に，他の保育施設等において共同保育を実施することができる。

２　設置者は，前項の共同保育を実施しようとする場合，実施を予定している日から１か月前までに，土曜日の共同保育実施事前協議書（様式第６－１号）に必要書類を添えて市長へ提出するものとする。

３　市長は，前項に規定する協議書が提出された場合には，必要に応じて事情聴取及び実地調査等を行い，共同保育の内容について審査し，土曜日の共同保育実施事前協議結果通知書（様式第６－２号）により，設置者へ通知するものとする。

４　設置者は，前項の審査の結果，土曜日の共同保育を行おうとする場合には，市長が指定

する日までに，土曜日の共同保育実施届出書（様式第６－３号）を市長へ提出するものとする。

５　設置者は，土曜日等の共同保育を廃止しようとする場合は，原則として廃止しようとする日の３か月以上前までに土曜日等の共同保育の廃止協議書（様式第６－４号）を市長に提出しなければならない。

６　市長は，前項に規定する協議書が提出された場合は，必要に応じて事情聴取及び実地調査等を行い，協議の内容について審査し，土曜日等の共同保育の廃止協議結果通知書（様式第６－５号）により，設置者に通知するものとする。

（実施細目）

第１４条　この要綱の実施細目は，幼保企画課長が定める。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は，平成２７年４月１日から施行する。

２　仙台市幼稚園型，保育所型及び地方裁量型の認定こども園の認定の要件を定める条例等の施行に関する規則実施要綱（平成２６年１０月３１日子供未来局長決裁）は，廃止する。

（経過措置）

３　この要綱の施行日前に行われた認定こども園の認定に係る手続きその他の行為は，当面の間，この要綱によりなされた手続きその他の行為とみなす。ただし，設置者は，本市の良好な教育及び保育環境の確保を図るため，第４条から第９条まで及び第１２条に規定する事項を満たすよう努めなければならない。

附　則（平成２７年７月１３日改正）

この改正は，平成２７年７月１３日から実施する。

附　則（平成２８年８月２２日改正）

この改正は，平成２８年８月２２日から実施する。

附　則（令和２年７月１日改正）

この改正は，令和２年７月１日から実施する。

附　則（令和４年４月１日改正）

この改正は，令和４年４月１日から実施する。

附　則（令和４年１１月１５日改正）

この改正は，令和４年１１月１５日から実施する。

附　則（令和５年３月１４日改正）

この改正は，令和５年３月１４日から実施する。

附　則（令和７年３月１７日改正）

この改正は，令和７年４月１日から実施する。